

## 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域においてスポーツや文化芸術活動を行い、本市の中学生を受け入れる団体（以下「地域クラブ」という。）の自主的及び主体的な活動の取り組みの促進を図るとともに、その立ち上げ整備に要する経費に対して交付する新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる地域クラブは、公益財団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO）または、非営利目的の活動、その他の営利を目的としない団体とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) スポーツ庁・文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守すること。
- (2) 団体規約が作成され、常に開示できる状態になっていること。
- (3) 申請時にすでに「新潟市の地域クラブ活動指導者研修動画」を視聴していること。
- (4) 参加生徒の保険への加入が分かる名簿を提出すること。
- (5) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (6) 事業を適切に実施し、事業完了後、遅滞なく実績報告すること。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。
- (11) 国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。
- (12) 新潟市税が課税されている場合、市税に滞納がないこと。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助率は、次の各号のとおりとする。ただし、申請月より前の活動に係る経費は含まない。

- (1) 指導者謝金（申請月を含む年間の活動日数に応じて、別表1に掲げる区分毎に上限額までの範囲で、謝金単価及び指導者数に応じて金額の1/2を補助する。なお、上限は指導者1人につき1日千円とする。）
- (2) 指導者育成のための研修受講料（競技毎に技術や指導の向上のための研修受講料に対し1/2を補助する。なお、上限は1団体につき5千円とする。）

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（収支予算を含む）
  - (2) 銀行口座情報
  - (3) 新潟市税が課税されている場合は納税証明書
  - (4) その他、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の算出にあたっては、1千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

### (交付の決定及び通知)

第5条 市長は前条の規定により補助金の交付申請があったときはこれを審査し、予算の範囲内において補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（概算払い）

第6条 市長は、前条の規定による交付決定後、概算払いにより補助金を交付することができる。

（補助事業の変更・廃止の承認等）

第7条 補助事業者が補助事業内容を変更したとき、又は中止、廃止しようとする場合は、速やかに補助事業変更・廃止報告書（別記様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認をした場合は、補助事業変更・廃止決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1ヵ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第5号）に「活動報告書」を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

（額の返還）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により交付の概算払を受け、第8条の規定によりその額より少なかった場合は速やかに返還に依るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

別表1（第3条関係）

No.	区分（年間の活動日数）	補助上限額※
1	年間 50 日以内（週 1 日ペース）	100 千円
2	年間 51～100 日（週 2 日ペース）	200 千円
3	年間 101～150 日（週 3 日ペース）	300 千円
4	年間 151～200 日（週 4 日ペース）	400 千円
5	年間 201 日以上（週 5 日ペース）	500 千円

※指導者が 1 名の場合は上限額を 1/2 とする

（宛先）新潟市長

申請者 住所  
（法人にあっては所在地）

氏名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
代表者電話番号

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者は、「新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱」を遵守することを誓います。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 補助事業の目的及び内容 中学生のためのスポーツや文化芸術活動の自主的及び主体的な活動の取り組みの促進を図るとともに、実施主体となる団体の立ち上げ整備のため
- 3 補助対象経費 指導者への謝金、研修受講費
- 4 交付申請額及びその算定方法（別紙1参照。また、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。）
- 5 補助事業の着手（予定）年月日  
年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日  
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期

【添付書類】

- 1 年間活動計画（収支予算を含む）
- 2 銀行口座情報
- 3 新潟市税が課税されている場合は納税証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業については、次のとおり交付（不交付）することに決定をしたので、新潟市中学生のための地域クラブ活動支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
  
- 2 交付決定額（不交付の理由）
  
- 3 交付条件  
補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
  - 1 補助金交付の条件は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱（以下、「交付規則等」とする。）の定めるところに従うこと。
  - 2 事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
  - 3 交付規則等に違反した場合には補助金の全部又は一部を市長に返還させることがあること。
  - 4 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - 5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - 6 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後の年度の翌年度から起算して5か年間保管しておかなければならないこと。
  - 7 この補助金に係る経費は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

別記様式第3号（第7条関係）

（宛先）新潟市長

事業主体 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
補助事業変更・廃止報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、次のとおり  
変更 ・ 廃止 したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 変更 ・ 廃止 の内容
- 3 変更 ・ 廃止 の理由
- 4 変更 ・ 廃止 予定年月日 年 月 日

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
補助事業変更・廃止決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した 年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業については、次のとおり 変更 ・ 廃止 したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更 ・ 廃止 交付決定額 円
- 4 変更 ・ 廃止 事項
- 5 変更 ・ 廃止 理由

（宛先）新潟市長

事業主体 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次  
おり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 交付決定額及びその精算額  
交付決定額 円  
精算額 円
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業  
について、次のとおり確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額  | 円 |
| 3 確定額   | 円 |
| 4 精算額   | 円 |